

蕪崎市告示第75号

蕪崎市お試し住宅実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、県外から本市への移住を検討している者(以下「移住検討者」という。)に対して住宅等の一時使用の許可を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅等)

第2条 お試し住宅等は、移住検討者に対し、本市の風土及び本市での日常生活を体感するために居住する住宅として、蕪崎市定住促進住宅条例(平成22年9月蕪崎市条例第27号)に規定する定住促進住宅及び駐車場を一時的に使用させるものとする。

2 お試し住宅等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(申請手続)

第3条 お試し住宅等を使用しようとする移住検討者は、蕪崎市お試し住宅等一時使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式。ただし、移住検討者が未成年の場合は、保護者の同意書を必要とする。)
- (2) 本人確認ができる書類(自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し)
- (3) 蕪崎市滞在プラン(第3号様式)

(許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して一時使用を許可することを決定し、蕪崎市お試し住宅等一時使用許可書(第4号様式。次条及び第7条において「許可書」という。)により当該移住検討者に通知する。

(使用期間)

第5条 お試し住宅等を使用することができる期間(次項及び第10条におい

て「使用期間」という。)は、3日以上30日以内とする。

- 2 前条第2項に規定する許可書の交付を受けた移住検討者(以下「使用者」という。)は、使用期間が満了するにあたり、その後の予約がない限り、市長の許可を得て、使用期間を延長することができる。ただし、再延長はできないものとする。

(使用料)

第6条 お試し住宅等の使用料は、別表第2のとおりとする。

- 2 お試し住宅等の使用に伴う飲食費並びに消耗品(日常生活に係るものに限る。)、寝具及びお試し住宅等に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。
- 3 お試し住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料、受信料(地上契約に係るものに限る。)並びに廃棄物の処理に要する費用は、市が負担する。
- 4 使用者は、使用料を前納しなければならない。
- 5 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅等を使用することができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第7条 使用者は、お試し住宅等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (2) 第三者に対し、お試し住宅等を転貸し、若しくは使用させ、又は第4条第2項の規定により許可を受けた権利若しくは許可書を譲渡しないこと。
- (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) お試し住宅等(備付けの設備及び器具を含む。第12条において同じ。)を適切に取り扱うこと。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

- (6) 清掃及び除雪を適宜行うこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。
- (9) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(行為の禁止)

第8条 使用者は、お試し住宅等において、次に掲げる行為をしてはならない

。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為
(許可の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第12条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 前2条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、許可した条件を履行しないとき、又は違反したとき。

(明渡し)

第10条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに、お試し住宅等を明け渡さなければならない。この場合において

、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅等を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、使用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第11条 市長は、お試し住宅等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅等に立ち入らせることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、お試し住宅等を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第13条 お試し住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅等で発生した事故に対しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の蕪崎市お試し住宅実施要綱（平成27年6月蕪崎市訓令乙第36号）の規定によりなされた許可その他の手続は、こ

の告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1

名称	位置
サンコープラス藤井住宅	蕪崎市藤井町北下條1465番地2
サンコープラス竜岡住宅	蕪崎市龍岡町若尾新田492番地5

別表第2

使用施設	使用料
定住促進住宅	蕪崎市行政財産使用料条例（昭和40年9月蕪崎市条例第23号）第3条第4号の規定により免除する。
上記に付随する駐車場	蕪崎市定住促進住宅条例第28条に規定する額